

岡 公 共 第 7 8 4 号  
平成 3 1 年 3 月 2 5 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長  
( 公 印 省 略 )

平成 3 1 年度スクールカウンセラー等を活用した相談事業の実施について

日頃より公立学校共済組合事業へ御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、公立学校共済組合岡山支部では、職場内で抱えている教職員の人間関係や生徒指導における悩みについて、学校の状況に精通し、教職員に馴染みのある専門家であるスクールカウンセラー等に校内でタイムリーに相談することで、早期発見・早期治療につなげることを目的とした「スクールカウンセラー等を活用した相談事業」を実施しております。

つきましては、平成 3 1 年度も別紙要領のとおり事業を実施しますので、組合員のメンタルヘルスに資するため、当事業が十分活用されるよう貴所属所組合員に周知願います。

【本件連絡先】

公立学校共済組合岡山支部  
(岡山県教育庁福利課健康管理班)

TEL : 086-226-7604

FAX : 086-223-5517

# 平成31年度 スクールカウンセラー等を活用した相談事業実施要領

公立学校共済組合岡山支部

## 1 趣旨

組合員が職場内で抱えている悩みについて外部へ出向き相談する事は、こころの不調を抱えている者にとって大きな負担となっている場合がある。また、組合員のストレス要因として、職場の人間関係や生徒指導におけるものが多くなっている。

そのため、組合員に馴染みがあり、学校の状況に精通しているスクールカウンセラー（スクールカウンセラーに準ずる者）等を活用した相談を実施する。相談のために外部に出向くことなく、職場内で気軽にかつタイムリーに相談をすることで、ストレスに対する早期対応を図り、こころの健康づくりに役立てる。

## 2 相談員

- ・スクールカウンセラーとして相談を行っている者
- ・スクールカウンセラーに準ずる者として相談を行っている者
- ・その他、専門に相談を行える臨床心理士や教員OB等（原則県内の者とする。）

## 3 相談対象者

公立学校共済組合岡山支部組合員

## 4 実施期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

## 5 相談事項

職場内で抱えている教職員の人間関係や生徒対応におけるこころの悩みなどの相談

## 6 実施内容

相談員による1時間程度の面接相談（利用回数制限無し。）  
スクールカウンセラー（準ずる者を含む）を相談員とする場合、本来の派遣勤務時間に実施する相談については対象外とする。

## 7 実施の流れ

- （1）組合員は所属所を通して又は直接、相談員に相談を依頼し、相談日時・場所（校内）を決定する。
- （2）組合員は組合員証と相談報告書を当日持参し相談員による相談を受ける。
- （3）相談終了後、相談員は相談報告書に必要事項を記入し共済組合へ提出する。（FAX可）
- （4）共済組合は相談員の指定口座へ相談料を支払う。

## 8 相談料

1回の相談料は、県及び市町村が定めたスクールカウンセラー等の1時間あたりの報酬額と同額とする。ただし、30分以内の相談については、1回当たりの相談料の半額とする。

- ・県の事業の場合  
スクールカウンセラー 4,940円/回  
スクールカウンセラーに準ずる者 2,820円/回

- ・市町村の事業の場合  
市町村が定めている単価

スクールカウンセラー以外の者については、他の相談事業等を参考に決定する

## 9 旅費

- ・相談員がスクールカウンセラー等として所属所に派遣されている日の場合は支給しない。
- ・相談員がスクールカウンセラー等として所属所に派遣されていない日に相談を実施する場合は、交通費相当額を岡山県職員等の旅費に関する条例に準じて支払う。

## 10 利用方法

- （1）相談を希望する組合員は、所属所長や所属所の担当者を通して、又は直接、相談員に相談

を依頼し、相談日時・場所（校内）を決定する。

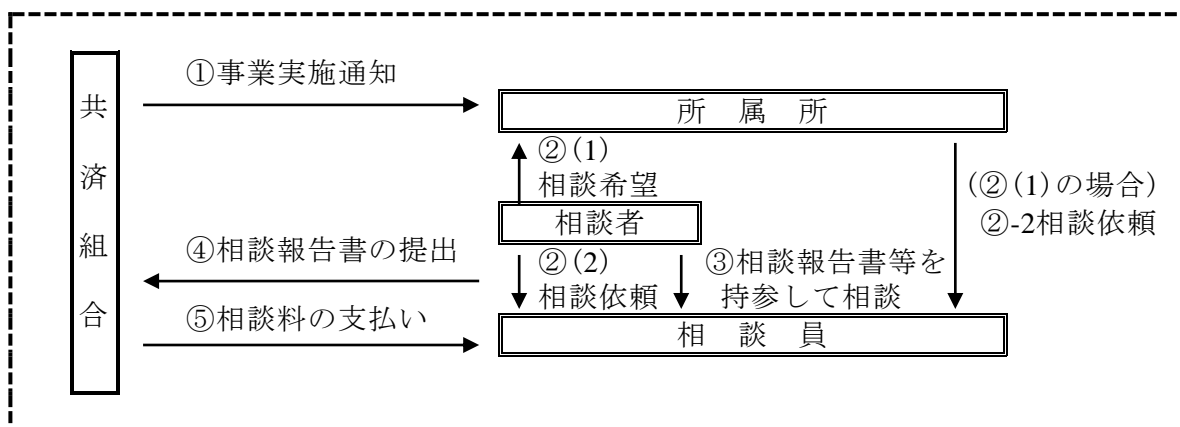
(2) 相談当日、組合員は「平成31年度スクールカウンセラー等を活用した相談報告書」（様式）と、組合員本人確認のため組合員証を持参し、相談報告書を相談員へ提出する。

11 相談報告書の提出及び相談料の支払い

(1) 相談終了後、相談員は相談報告書に必要事項を記入し、共済組合へ提出する。  
(提出方法は、FAX等も可とする。)

(2) 相談報告書受理後、共済組合が相談員の指定口座へ相談料を支払う。

12 実施の流れ図



( 様式 )

平成31年度スクールカウンセラー等を活用した相談報告書

平成 年 月 日

公立学校共済組合岡山支部長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

スクールカウンセラー等を活用した相談事業に係る相談を次のとおり実施したので報告します。

1 相談実施内容、共済組合員確認

※スクールカウンセラー（準ずる者を含む）の場合は、本来の派遣勤務時間以外に実施したものが対象となります。

相談年月日	相談時間	相談内容	組合員確認
	: ~ :	<input type="checkbox"/> 生徒対応関係 <input type="checkbox"/> 職員関係 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 組合員証で 確認済み

2 相談員職種 ※「市町村派遣」の方は報酬単価を記入

<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー	<input type="checkbox"/> 県派遣	<input type="checkbox"/> 市町村派遣 1時間当たりの報酬単価 ( ) 円
<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー に準ずる者	<input type="checkbox"/> 県派遣	<input type="checkbox"/> 市町村派遣 1時間当たりの報酬単価 ( ) 円
<input type="checkbox"/> その他	( )	

3 交通費相当額 ※「必要」の場合は交通手段と発着地（その他の場合は所在地や名称）を記入

<input type="checkbox"/> 必要	交通手段 ( )	発着地 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等 の派遣日のため	<input type="checkbox"/> その他（不要な理由） ( )

※本人記入欄（相談員による記入でも可）

性別	年代	職名	相談場所（学校以外の場合は所在地や名称を記入）
			<input type="checkbox"/> 学校（学校名） <input type="checkbox"/> その他（）

## 平成31年度スクールカウンセラー等を活用した相談事業について

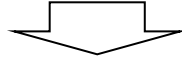
公立学校共済組合岡山支部では、組合員のこころの健康保持増進のため、職場内で抱えている人間関係や生徒指導における悩みについて、教職員に馴染みのある専門家であるスクールカウンセラー等に、校内でタイムリーに相談することで、早期発見・早期治療につなげることを目的とした標記事業を平成26年度より実施しています。

つきましては、制度の趣旨をご理解の上、無理のない範囲で御協力をお願いします。

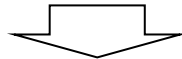
### <手続きの流れ>

- 1 相談を希望する場合、学校（管理職に限らない）または本人から相談員へ相談を依頼します。御協力いただける場合は、学校または本人と詳細について決定してください。

（※相談員がスクールカウンセラー等の場合、本来の派遣勤務時間以外が対象。）



- 2 校内で、相談希望者1人につき1時間程度のカウンセリングを実施します。  
(1) 相談者は当日、組合員証を相談員へ提示し、相談報告書(様式)を相談員へ渡す。  
(2) 相談員は、組合員証で公立学校共済組合員であることを確認する。  
(3) 終了後、相談員は相談報告書へ記入し、共済組合へ提出する。（FAX可）



- 3 共済組合から相談料請求関係の書類を相談員へ直接お送りしますので、記入後返送ください。共済組合から御指定口座へ相談料をお支払いします。

### <相談料及び旅費について>

1回（1人）の相談料は県及び市町村が定めたスクールカウンセラー等の1時間当たりの報酬額と同額です。ただし30分以内の相談については、1回当たりの相談料の半額となりますので御了承ください。

旅費は、必要な場合に交通費相当額をお支払いします。

### <利用回数について>

平成28年度まで、1人年度内2回までの利用回数上限を設けていましたが、継続して相談が必要となる方もいることから、平成29年度から利用回数の制限を無くしております。平成31年度も利用回数制限はありません。

ただし、相談を受けていただく回数は無理の無い範囲で御協力をお願いします。

<その他> 不明な点は、共済組合岡山支部までお問い合わせください。

〒700-8570（所在地記載不要）  
公立学校共済組合岡山支部  
（岡山県教育庁福利課健康管理班）  
TEL：086-226-7604  
FAX：086-223-5517